○一関工業高等専門学校学生会選挙執行細則

（昭和４２年４月１日制定）

第１章　総　則

第１条　本細則は，一関工業高等専門学校学生会規約に基づき役員，応援団長選挙の場合に適用される。

第２条　本会規約第６条，第１６条及び第３３条第２項の選挙に関する一切の事柄は，選挙管理委員会が行う。

第３条　選挙管理委員会は，年度当初において評議員で互選された選挙管理委員をもって構成する。

第４条　選挙は次の各号の時期に行うものとする。

一　応援団長　　４月

二　役　　員　　１２月

第２章　公示等

第５条　選挙の公示は，投票日の一週間前までとする。

第６条　立候補は，選挙責任者１名を必要とする。ただし，評議員は立候補する場合は，評議委員の任務を放棄しなければならない。

第７条　立候補者は，選挙管理委員会の定める用紙に，選挙責任者１名との連署を得て選挙管理委員会に届け出なければならない。

第８条　立候補者の締め切りは，投票日の３日前とする。

２　選挙管理委員会は，立候補者の氏名を投票日の２日前に公示する。

第３章　選挙運動

第９条　選挙管理委員会で承認された立候補者は届け出後，投票日前日まで選挙運動をすることができる。

第１０条　選挙運動の手段はポスター掲示とし，選挙管理委員会が必要と認めた場合立会演説会を開くことができる。

第１１条　ポスター用紙，枚数等については選挙管理委員会が定める。

第１２条　立会演説会では，立候補者の演説の外，推せん者は応援演説を１名まで認める。

第４章　投票及び開票

第１３条　投票は各学級で選挙管理委員の管理のもとに行う。

第１４条　立候補者が定員を越えない場合は，信任投票を行うものとする。

第１５条　投票用紙の様式は選挙管理委員会が定める。

第１６条　投票は，本細則第１条の規定に基づく各定員について，無記名連記とする。

第１７条　開票は投票後即日に選挙責任者立会のもとに選挙管理委員が行う。

第１８条　次に掲げるものは，これを無効投票とする。

一　正規の投票用紙を用いないもの

二　表現さる以外のことを記載したもの

三　表現が判別できないもの

第１９条　本細則第１条に基づく各定員の当選は，有効投票数の多数を得た者のうち上位からとする。なお，信任投票の場合は，有効投票数の過半数の信任が得られたものを当選とする。

第２０条　得票数が等しく当選が定まらない場合は，そのものに限り決定投票にて当選を定める。

第２１条　開票の結果が判別したときは，直ちに選挙管理委員会が公示しなければならない。

附　則

この細則は，昭和４２年４月１日から施行する。

附　則（平成元年１２月２６日規則第３４号）

この細則は，平成元年１２月２６日から施行する。

附　則（平成５年１１月１８日規則第１１号）

この細則は，平成５年１１月１８日から施行する。

附　則（平成８年５月１６日規則第１２号）

この規約は，平成８年５月１６日から施行する。

附　則

この細則は，平成２７年１２月１０日から施行する。